

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

土壤汚染対策法改正にむけて、「今後の土壤汚染対策の在り方について(答申案)」に関して、意見募集がされています。

## 〈答申案の主な概要〉

1. 有害物質使用特定施設廃止時、当該施設を継続的に工場等で使用を続ける場合等の措置(一時的免除措置)について

現 行	答 申 案
①土地の形質変更(3,000㎡未満に限る)の届出不要 ②土壤汚染状況調査が一時的に免除 ③土壤の搬出の規制なし	①土地の形質変更時(3,000㎡未満に限る)の届出義務、届出内容に基づいた土壤汚染状況調査の実施 ②①の調査結果、土壤汚染が確認された場合、土壤の適切な搬出・処理の義務付け(要措置区域指定：法第6条)

2. 有害物質使用特定施設における施設設置者の調査協力義務化

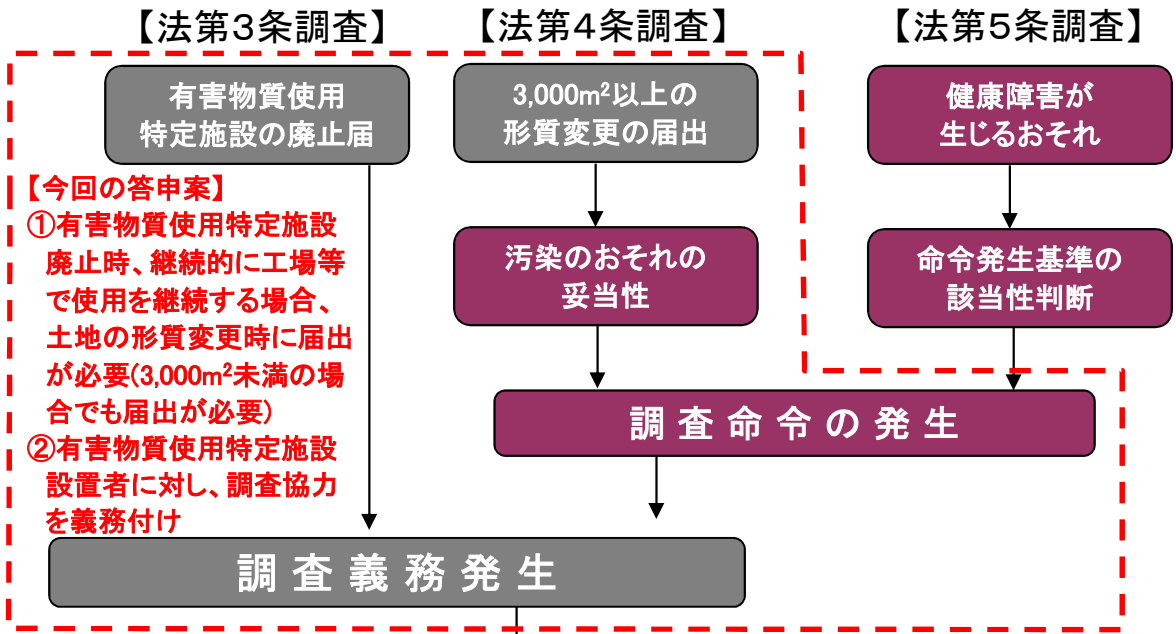
現 行	答 申 案
土地所有者等に義務付け	施設設置者に対し、地歴調査および試料採取等への調査協力を義務付け

土壤汚染対策法に基づく調査以外にも、自主的な土壤汚染調査も承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

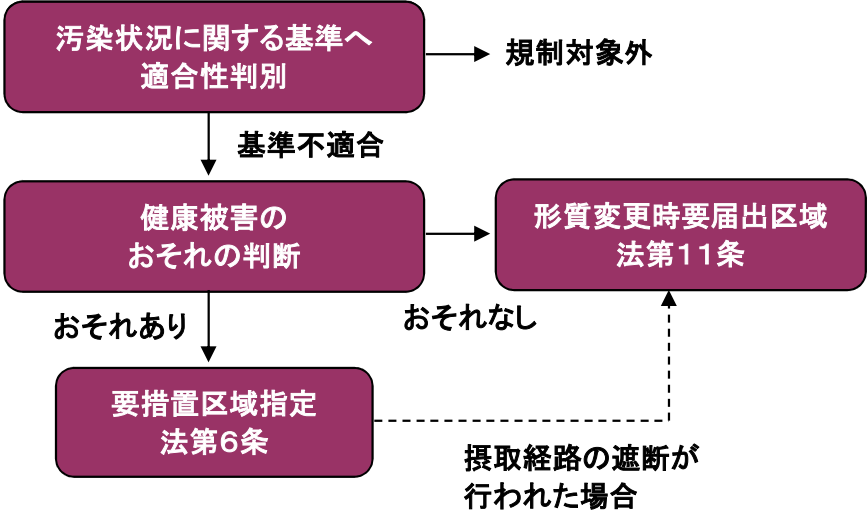
環境分析部 加藤雅士、城所 亨  
 環境分析課 入野一人(土壤汚染調査技術管理者)  
 環境分析課 池田博一

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

土壤汚染対策法による要措置区域に指定されるまでの流れ(現行)



土 壤 汚 染 状 況 調 査



- 凡 例
- 土地所有者の手続き
  - 都道府県知事等の手続き
  - 調査実施者  
(土壤汚染調査指定機関)の手続き